

旅館業法第7条の2第2項の規定による衛生等措置命令に関する要綱

令和2年12月23日制定

令和5年12月18日改正

令和7年8月1日改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、旅館業法（以下「法」という。）第7条の2第2項に定める旅館業による公衆衛生上の危害の発生若しくは拡大又は善良の風俗を害する行為の助長若しくは誘発を防止するために営業者の特定の行為について必要な措置命令（以下「衛生等措置命令」という。）の手續及び行政手續法（以下「行手法」という。）第12条第1項に規定する処分基準に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、法及び京都市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営を確保するための措置に関する条例（以下「条例」という。）において使用する用語の例による。

(処分基準)

第3条 衛生等措置命令の処分基準については、別表左欄に掲げる衛生等違反行為に関し、右欄の根拠法令等の基準によるものとする。

- 2 別表に該当しない衛生措置の基準その他の旅館業施設の維持管理の基準（以下「衛生等措置の基準」という。）違反の疑いが生じたときは、その都度、関係法令の定めに加え、京都市旅館業法の施行に関する要綱に定める基準により、判断するものとする。

(事前手續)

第4条 旅館業施設について、法に定める衛生等措置の基準に適合しない疑いが生じたときは、遅滞なく法第7条第1項に規定する報告徴収若しくは立入検査又はその両方（以下「立入検査等」という。）を実施し、違反事実を把握するものとする。

- 2 前項の立入検査等において、環境衛生監視員が把握した事項について必要と認めるときは、営業者その他の関係者に対し、当該事項について確認を求めるものとする。ただし、相手方が確認を拒絶したときは、この限りでないものとし、その旨を記録するものとする。

- 3 第1項に規定する立入検査等により、当該旅館業施設の衛生措置その他の旅館業施設の維持管理について、法に定める衛生等措置の基準に適合しなくなったと認めるときは、速やかに書面により、是正の指導を行うものとする。ただし、緊急の必要により事前に書面を作成することができないときは、口頭で行うこととし、事後速やかに当該指導内容を書面により記録するものとする。

(衛生等措置に係る改善命令)

第5条 前条第3項の指導にもかかわらず、旅館業施設の衛生措置その他旅館業施設の維持管理の改善が図られないときは、当該旅館業施設の営業者に対し、法第7条の2第2項の規定に基づき公衆衛生上又は善良の風俗の保持上必要な措置（以下「是正措置」という。）をとるべきことを命ずる手続に移行するものとする。

- 2 前項の処分は、時機を失することなく、厳正かつ的確に行わなければならない。
- 3 衛生等措置命令の相手方に求める措置内容は、当該旅館業施設ごとに違反行為の性質及び施設の現状に応じて、履行期限を限り、宿泊定員数の減少、施設・設備の清掃及び消毒、所要の検査の実施その他必要な措置を命じるものとする。この場合において、次条第4項の規定を適用するときは、履行期限を「即時」とすることを原則とする。

(衛生等措置命令の告知及び弁明の機会の付与)

第6条 衛生等措置命令をするときは、行手法第29条及び第30条の規定により、当該処分を受ける者に対し、あらかじめその旨を告知するとともに、弁明の機会を付与するものとする。

- 2 前項に規定する告知については、様式1の衛生等措置命令処分告知書を用い、弁明については、様式2の弁明書を用いるものとする。
- 3 衛生等措置命令の告知をするときは、様式3の違反調書を作成するものとする。
- 4 旅館業施設の状況が行手法第13条第2項第1号又は第3号に該当するときは、第1項の規定にかかわらず直ちに衛生等措置命令をするものとする。この場合において次条第1項に規定する衛生等措置命令処分通知書の表題部分に「(緊急)」と追記し、同命令書の備考に「この命令は、行政手続法第13条第2項第1号又は第3号のいずれかに該当する緊急の命令処分です。」と記載するものとする。

(命令の通知及び公表)

第7条 衛生等措置命令は、当該処分を受ける者に対し、様式4の衛生等措置命令処分通知書により通知するものとする。

2 前項の通知後条例第23条の規定により当該処分に係る公表を行うことができる。

(様式の修正)

第8条 様式1から様式4までについては、参考様式であり、処分の性質及び内容に応じて適宜修正を行うことができる。

(営業停止命令等)

第9条 衛生等措置命令を受けた者が、定められた期間内にその命令による措置をとらなかったときは、法第8条の規定により法第3条第1項の許可を取り消し又は1年以内の期間を定めて旅館業の全部若しくは一部の停止を命ずる手続に移行するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、法に定める衛生等措置の基準違反に加え、他に法違反が認められるなどの特段の事情のある旅館業施設については、直ちに法第8条の規定による営業停止命令等を行うことを妨げない。

(補則)

第10条 この要綱の施行に関し必要な事項は、保健福祉局医療衛生推進室長が定める。

附 則 (令和2年12月23日決定)

この要綱は、決定の日から施行する。

附 則 (令和5年12月18日決定)

この要綱は、決定の日から施行する。

附 則 (令和7年8月1日決定)

この要綱は、決定の日から施行する。

別表

番号	衛生等違反行為	根拠法令等
各項 共通		○旅館業法（以下「法」という。）第3条の4 ○法第4条
1	客室の1人当たりの寝室面積の不足	○京都市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営を確保するための措置に関する条例（以下「条例」という。）第15条第1号 ○京都市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営を確保するための措置に関する規則（以下「規則」という。）第10条 ○京都市旅館業法の施行に関する要綱（以下「要綱」という。）第17条
2	器具の消毒の不適	○条例第15条第2号 ○旅館業における衛生等管理要領（厚生省生活衛生局長通知）（以下「衛生等管理要領」という。）Ⅲ 施設についての換気、採光、照明、防湿及び清潔その他宿泊者の衛生に必要な措置の基準（以下単に「Ⅲ」とする。）の関係規定に示す基準
3	寝具の洗濯・交換の不適	○条例第15条第3号 ○衛生等管理要領Ⅲの関係規定に示す基準
4	換気、採光、照明、防湿及び排水の設備の点検・管理の不適	○条例第15条第4号 ○衛生等管理要領Ⅲの関係規定に示す基準
5	施設の清掃、消毒及びねずみ、昆虫等の駆除の不適	○条例第15条第5号 ○衛生等管理要領Ⅲの関係規定に示す基準
6	便所の消毒の不適	○条例第15条第6号 ○衛生等管理要領Ⅲの関係規定に示す基準
7	洗面水の飲用不適	○条例第15条第7号 ○要綱第18条
8	共用入浴施設等における器具、浴槽等の清掃・消毒の基準不適合	○条例第15条第8号 ○規則第11条 ○要綱第20条
9	共用入浴施設等における浴槽湯水の基準不適合	○条例第15条第9号 ○規則第12条 ○要綱第20条
10	共用入浴施設等における浴用に供する湯水の基準不適合	○条例第15条第10号 ○規則第13条 ○規則第14条第5号 ○要綱第20条
11	共用入浴施設等の衛生管理を行うための管理記録の不適	○条例第15条第11号 ○規則第14条第5号 ○要綱第20条
12	客室に設ける入浴施設（循環ろ過装置を使用するものを除く。）における衛生等の基準不適合	○条例第15条第12号 ○要綱第20条

番号	衛生等違反行為	根拠法令等
13	施設管理における市長が公衆衛生上必要と認める基準不適合	○条例第15条第14号 ○規則第14条 ○要綱第20条
14	共用入浴施設等におけるレジオネラ属菌の検査未実施又は浴槽湯水からのレジオネラ属菌の検出	○条例第15条第10号 ○規則第13条 ○要綱第20条
15	共用入浴施設等における浴槽湯水からレジオネラ属菌が検出された後の施設消毒等の不適	○条例第15条第10号 ○規則第13条 ○要綱第20条
16	小規模宿泊施設における使用人等の駐在の不適	○条例第15条第13号ア ○要綱第19条
17	条例第10条の適用を受けない施設における使用人等の駐在の不適	○条例第15条第13号イ
18	感染症拡大防止措置の不適	○条例第15条第2号～第6号 ○衛生等管理要領Ⅲ21及び25の規定に示す基準 ○令和2年2月5日付け、厚生労働省健康局結核感染症課長／医薬・生活衛生局生活衛生課長通知の内容を斟酌
19	宿泊拒否	○法第5条 ○条例第19条 ○衛生等管理要領Ⅳ「宿泊拒否の制限」の規定に示す基準
20	宿泊者名簿の不適	○法第6条 ○旅館業法施行規則第4条の2 ○規則第21条 ○衛生等管理要領Ⅴ「宿泊者名簿」の規定に示す基準
21	善良の風俗が害されるような物件の施設内の掲示及び広告物の掲示	○旅館業法施行令第3条 ○衛生等管理要領Ⅵ「利用基準」の規定に示す基準

(様式 1)

第 年 月 日 号

住所 (法人にあっては主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあっては名称及び代表者名)

京都市長 印

衛生等措置命令処分告知書

旅館業法第 7 条の 2 第 2 項の規定により、下記のとおり公衆衛生上の危害の発生を防止するため (【施行注意: 必要に応じ追記又は修正】善良の風俗を害する行為の助長若しくは誘発を防止するため)、必要な措置を命じる予定であるので行政手続法第 30 条に基づき、通知します。

この処分について、弁明がある場合には、この文書を受け取った日の翌日から起算して 7 日以内に別紙様式により弁明書を提出してください。

記

1 予定される不利益処分内容及び根拠となる法令の条項

措置する期間は、命令の日から 日以内とする。(旅館業法第 7 条の 2 第 2 項)
(処分対象施設)

許可の年月日及び番号	旅館業施設の所在地	旅館業施設の名称
年 月 日 第 号	京都市 区	

2 不利益処分の原因となる事実及び処分基準の適用関係

名宛人は、1 の処分対象施設において、
である事実が、 年 月 日
に実施した旅館業法第 7 条第 1 項に規定する立入検査等で確認されたため。

3 弁明書の提出先及び提出期限

(1) 弁明書の提出先

〒

京都市 区

担当

(電話 FAX)

(2) 弁明書の提出期限

本書を受け取った日の翌日から起算して 7 日以内

(様式2)

弁 明 書

年 月 日

(宛先) 京都市長

住所 (法人にあっては主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあっては名称及び代表者名)

【この弁明書の対象となる処分】

年 月 日付け 第 号により告知された措置命令処分

【次のいずれかに○を付けてください。】

1 私は、措置命令処分を受けることについて、特に弁明はありません。

2 私は、措置命令処分を受けることについて、次のとおり弁明します。

【以下に弁明を詳述してください。必要により資料等を添付してください。】

※ 弁明がされず、又は弁明に理由がないため措置命令処分を行ったときは、京都市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営を確保するための措置に関する条例第23条の規定により、処分事実について所定の事項を公表することがあります。

(様式3)

違 反 調 書

- 1 営業者の氏名及び住所
 - (1) 住所（法人にあっては主たる事務所の所在地）
 - (2) 氏名（法人にあっては名称及び代表者名）
- 2 衛生等措置命令の対象となる旅館業施設
 - (1) 所在地
 - (2) 名称等
 - (3) 営業の種別
 - (4) 許可の年月日及び番号
年 月 日 第 号
- 3 報告徴収、立入検査及び指導履歴
- 4 問題となる衛生等状況等（違反類型の項番号）
- 5 命令告知後の状況
 - (1) 弁明の内容
 - (2) 命令処分通知書の送付日
 - (3) 措置命令の遵守状況
- 6 その他特記事項

【本調書には、相手方から徴収した報告及び立入検査調書等関係資料の写しを添付すること。】

(様式 4)

京都市達 第 号

衛生等措置命令処分通知書

被処分者

住所（法人にあっては主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては名称及び代表者名）

上記の者に対し、旅館業法第 7 条の 2 第 2 項の規定により、次の旅館業の施設について、公衆衛生上の危害の発生若しくは拡大又は善良の風俗を害する行為の助長若しくは誘発を防止するため、下記の措置を命ずる。

許可の年月日及び番号	旅館業施設の所在地	旅館業施設の名称
年 月 日 第 号	京都市 区	

記

（必要な措置）

、必要な措置を講じること。
履行期限は、命令の日から 日以内とする。

以上

上記のとおり通知する。

年 月 日

京都市長 印

この措置命令は、京都市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営を確保するための措置に関する条例第 2 3 条の規定により同条に規定する事項を公表することがあります。

【処分の原因となる事実及び処分基準の適用関係並びに教示事項は、裏面のとおり】

(処分の原因となる事実及び処分基準の適用関係)

(教示)

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に京都市長に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として提起することができます。

ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。